

議案第 5 号

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

使用料の減免に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条及び第7条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第8条第1項第4号中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第1号中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第2号中「委員会」を「教育委員会」に、「教育関係団体」を「社会教育関係団体」に改め、同条第3号中「定める」を「掲げる」に、「委員会」を「教育委員会」に改める。

第13条、第16条及び第18条中「委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。